

徳島県環境審議会総会(平成17年度第2回会議)会議録

- 1 日時 平成17年8月30日(火)午後1時30分から3時30分まで
- 2 場所 徳島県庁10階大会議室
- 3 出席者 委員40名中26名が出席
(1号委員:学識経験者、50音順、敬称略)井口委員、池田早苗委員、池田隆行委員、石田委員、岩井委員、岩崎委員、榎本委員、鎌田委員、喜多委員、際田委員、近藤光男委員、近藤真紀委員、佐藤委員、篠崎委員、竹内委員、津川委員、唐渡委員、中委員、中村委員、濱口委員、藤岡委員、藤村委員、松橋委員、三好委員、本仲委員、山根委員
(2号委員:市町村長又はその指名する職員、敬称略)出席なし
(事務局)桑村環境局長ほか
- 4 会議次第 (1)開会
(2)議事 徳島県環境学習推進方針(仮称)中間取りまとめ(素案)について
(3)閉会

議事概要

【事務局】

徳島県環境審議会総会を開会する。本日の出席委員は現在26名なので、委員数40名の過半数を超えており、徳島県環境審議会設置条例第6条第2項の規定により、この会が有効に成立していることを報告する。

【環境局長】あいさつ

(以後は三好会長が議事を進行)

(会議録の確認)

【会長】

徳島県環境学習推進方針のあり方については、昨年11月の総会で環境政策部会に付議をして以来、藤岡部会長をはじめ、同部会委員の皆様の熱心なご審議により、本日中間取りまとめ案が提出されている。本日は藤岡環境政策部会長から中間取りまとめ案についてご報告をいただきながら、審議を行いたい。

【部会長】

資料3により説明したい。環境政策部会では、昨年から部会を7回開催し、また、途中で起草のための小委員会を2回開催し、中間取りまとめを行った。

まず「とくしま環境学びプラン」という通称は、もっと県民に気軽に環境問題に興味を持ってもらおうという事で提案している。プランには「流儀」というような意味もあるので、徳島流の環境学習を進めようという呼びかけの意味を込めている。

この推進方針は、政府が昨年秋に決定した環境学習に関する基本的な方針を受けて作成しているが、政府が決定した基本方針のコピーではなく、徳島らしいものを作ろうと考えた。徳島県は「環境首都とくしま」を実現するため今一生懸命取り組みを進めており、方針は、「環境首都とくしま」を実現するための行動の一つに位置づけられると思う

資料2の最後に推進方針の体系を示してある。最初の「目指す姿」、「学ぶべきこと」、「取り組み姿勢」の3つが前書きや総論に当たる部分だ。次に重点分野の取り組みと横断的な取り組みを示し、最後に「推進に向けて」という構成になっている。

この「学びプラン」が目指す目標は、「環境首都とくしま」を実現するために、お互いに連携し、協働しながら主体的に行動する人が、県民の中に一人でも多くなることだ。主体的に行動する人というのは、環境問題について知識や理解があるだけでなく、自ら行動できる人という意味だ。

基本的な姿勢としては、まず体験や実践を重視することを掲げている。ある部分だけについて勉強したり行動したりするのではなく、総合的、体系的に物事をとらえることが必要とされている。しかも地域に根ざし、暮らしから勉強を始め、さらに地球規模で物事を考えるような姿勢を大事にしたい。

具体的な行動については、「あらゆる年齢階層を対象とすること」を記述している。学習や教育というと学校に通っている子どもたちだけが対象と考えがちだが、環境問題に関しては、むしろ30代、40代、50代の人たちにもっと積極的に行動してもらわないといけない。そこで、「あらゆる年齢階層を対象として、かつ年齢階層間の連携を図ること」を掲げている。子供と一緒に勉強したり、子どもを巻き込んで勉強することを意図している。

次の4つの重点分野と横断的取り組みが、この方針の中核に当たる部分だ。まず、徳島で環境について学習するなら、徳島にふさわしい分野があるだろうと考え、徳島県だから取り組まなければならない分野、徳島県だから取り組める分野として、「ごみ」問題、「生きもの」、「水環境」、「太陽」の4つの環境分野を選び、その理由を記述してある。

次の横断的取り組みでは、どういう施策を進めていくのかということも「場づくり」、「人づくり」、「システムづくり」の3つに整理をして示している。これから県が環境学習を推進していく際に、この3つを大事にして取り組んでいただきたいということを意図している。

それではまず、重点分野に至るまでの部分を事務局から説明してほしい。

【事務局】説明

【委員】

3ページの「国の動き」について、ここに記述している平成11年以前のこととして、「環境基本法」のことや、文部省(当時)が発行した「環境教育指導指針」についても、追加して記述してほしい。特に地球サ

ミットを受けて制定された環境基本法は大事だと思う

【部会長】

是非ともということであれば入れたい。文案は任せてほしい。

【委員】

6ページの「学ぶべきこと」には、「人間と環境との関わり 環境に係る人間と人間の関わり」の両方を学ぶ」という記述があるが、生態系について学ぶことは、この中に入っているのか。

【部会長】

生態系という言葉の特に入れなくても、人間と環境との関わりの中に入っていると理解してほしい。人間の生活は常に生態系との関わり合いの中で営まれている。また、重点分野の取り組みには、生態系のこととも記述している。

【委員】

生態系そのものを学ぶことは、一つの科学的な考え方や論理を学ぶということだと思う。ただ環境学習では、生態系を認識した上で、それに人がどう関わっていくのか、あるいは生態系の知識を背景とした上で、人と周辺生態系がどう関わるのかということが大事になってくる。この文章は、そういうことを表現しているのではないか。文章の説明には、「地球が太陽エネルギーを吸収・放射する中、大気、水、土壌、生物等の間を物質が循環し」と生態系そのものの仕組みが書かれている。もちろん、人と環境との関わりを学ぶ中で生態系とは何かということも十分取り込んだ教育が必要だろう

【委員】

6ページの3番目について、説明には科学的という言葉が使われているが、表題の方にも「科学的」という言葉を入れた方がいいのではないかと。下に説明があるので、そのままでもいいが、1番目が人と人、つまり精神的なものについての記述で、2番目がハート、3番目がサイエンスについて記述していると整理できると思うので、入れてもいいと思う

【委員】

環境問題は形だけでは解決しないものであり、客観的という言葉に含まれている「冷静さ」ということの方がむしろ大事な感じがする。一つの認識のあり方として科学が非常に重要であることは間違いないが、科学で出される結果を冷静に見つめる態度の方がより重要だろう。むしろ、科学で全てが解決するという下の説明の方が少し行き過ぎている感じがする。全ての問題を科学で解決できるような期待があるが、科学というのは考えるための一つの手がかりを提供するものだ。一方で政治的、文化的な背景もあるので、そういうことを冷静に見る態度を養うようにしたい

【委員】

客観的という言葉よりも科学というのがいいのではないかと思った。いろんな考え方があると思うので、表題に入れるかどうかには、こだわらない。

【部長】

全体の文言を調整する際に考えたい。

【委員】

7ページの「取り組み姿勢」の「その際」から下の部分で、2番目から4番目の文末は、プランを提供する側としての表現になっているが、1番目の文末だけは、プランをつくる側の表現なのか、プランを受け取って学習する側の表現なのかが少し分かりにくい。書き方を統一した方がいいと思う。具体的には、「図る」というような言葉を最後に入れた方がいいと思う。

【部長】

やさしい表現にして、4番目の文末に「ようにする」を加えるようにしたい。

それでは、次にこのプランの中心となる「重点分野」について説明してほしい。

【事務局】説明

【部長】

補足説明をすれば、例えば「生きもの」という項目があるが、これは「生きもの」を入り口にして、自然環境学習に取り組もうという意味であり「生きもの」そのものを勉強するということではない。

また、それぞれの分野で「主な取り組み」として「具体的には」という記述の下にいくつか項目を記載しているが、取り組みの全てを書くわけにはいかないの、ある程度取捨選択をしている。他にもたくさんの項目が考えられると思うが、これは例示と考えていただきたい。もちろん、この説明よりもっと分かりやすいものや大事なものがあれば提案してほしい。

【委員】

10ページの「ごみ」問題に関する「具体的取り組み」の二番目について、「市町村等が中心となって、ごみの分別収集自体を学習の場ととらえ」という表現があるが、分別収集だけではなく、最終処分場も含めて、ごみの流れ全体をとらえていくことが必要ではないか。

【部長】

分別収集は県民一人ひとりの協力ができない。この文章の趣旨は、分別収集をしてもらう過程で

みんなに勉強してもらおうということだ。最終的にどういう処理をされるのか、本当にリサイクルされるのかといったことも含めて、県民が分別収集に協力している現場で勉強できるのではないかと考えた。

委員】

分別収集から最終処分までというような表現は盛り込めないか。

部長】

分別収集の現場を使って環境学習をしようとして書いてあるのであって、分別収集だけを勉強しようとしているのではない。分別収集の場には、県民のほとんどが参加するはずなので、環境学習の場として活用しようということだ。

委員】

「生きもの」にしても、そこを入り口にしてどこまで奥行きを広げられるかが問われている。昨日不幸にも名古屋でごみの分別収集をめぐる傷害事件があったが、人と人との関係がどうであるかということも踏まえて分別収集をとらえていくと学習が大きく広がるし、そういう視点を持ち続けることが大事だ。単に収集したごみの流れの問題だけではなく、その周辺を取り巻く人の問題もあるだろうし、地域の人がいかに問題と関わり、理解を深めていくかという問題もある。収集の問題自体はごみの最終処分の問題から始まっているが、そこには奥行きのある問題が含まれているということを考慮したい。

委員】

自然観察会をしていると、ごみを拾ったらそれで環境に貢献したと思ってしまう子どもたちもたくさんいる。どうしてごみを拾わなければならないかというところまで伝えたいという思いで、いつもプログラムを考えいる。

部長】

生きものを入り口にして、森のことに一生懸命取り組む人もあれば、水のことに取り組む人もある。生きものごみのことを教える際には、こういうことをしなければならぬといったことは、ここには記述していない。重点分野を入り口にして環境問題を勉強する方策については書いてあるが、それによってどういう知識を教えるかということまでは言及していない。

委員】

それなら、「ごみ収集の流れを」というような、何か全体的なことを指すような表現にしてはどうか。

委員】

一番上の「背景」のところに、「「ごみ」いわゆる廃棄物は、排出量の横ばい傾向が見られるものの、高

水準で推移していて、最終処分場の不足などに伴って不適正な処理がなされれば、水質汚濁、土壌汚染などの環境汚染を引き起こす」と書いてある。この背景にあるような課題に、「具体的には」以下の取り組みを入り口にして、どう到達するかを考えようという提案をしているのだと思う。取り組みだけを取り上げて考えるのではなく、取り組みを通じて、背景にある社会的な課題にどう対応するのか、そのために主体的に行動できる人をどう育成するのかを考えたい。

【会長】

書き方の問題もあるかもしれない。「背景」から「具体的には」まで、一つの枠の中に同じように入れてあるので、全ての具体策が記述されているように見える。具体例の一部を記述していることを強調するのであれば、「具体的には」までを一つの枠に入れて、具体例の部分を別の枠にいれてはどうか。

【委員】

分別収集の現場で、そういう実践をされている例があれば教えてほしい。環境学習の実践者の一人として、分別収集の現場での実践とは具体的にどうということなのかを知っておきたい。

【委員】

政策部会で環境学習のリーダーの育成方法について検討する際に、日和佐町の方のお話を伺う機会があった。日和佐町では、「ごみ」の分別収集の場に指導をする方が立っていて、実際に分別方法などを教えているということを知った。そういう方々は、単に分別の仕方を指導するだけではなく、地域の中で環境学習を拡げていくリーダーの役割を担うことができるのではないかと考えた。分別収集の場を使って環境学習のリーダーを養成していきたいという思いも、ここには込められている。

【委員】

「ごみ」問題の環境教育を行う際に、この文章では、どう読み込めばいいのかがわからない。いろんな活動があることはわかったし、先日阿波踊りの時に行われたような取り組みもあるので、そういうことも環境教育なのだという事は理解できた。

【委員】

この表現だと、ごみ収集車が回収に来る現場なのか、あるいは処理場なのか少し分かりにくいかもしれない。私たちが一番意図している、コミュニティの中でどうするかという視点を加えた表現にしてはどうか。

【部会長】

表現は全体を調整する中で考えることにしたい。

【委員】

13ページのエネルギーに関する環境教育について、「太陽」を代表として記述しているが、徳島県は風が強いので、これからは風力発電も普及するように思うので、記載してはどうか。

【部会長】

徳島の場合は日照時間が長いので、むしろ太陽光発電、太陽熱利用の方が実現性があると考えた。これから小型の風力発電が普及すると思うが、今のところ太陽光発電、太陽熱利用の方が使い勝手がいい。風力発電を利用した学習を行わないというわけではない。

【事務局】

補足すると、「太陽」という表現は象徴的に書いているのであって、エネルギー全体を意味するど理解していただきたい。新エネルギーに関する記述もあるが、その内訳には太陽光発電とともに風力発電も含まれている。

【委員】

11ページの「生きもの」の「具体的取り組み」の下から2つ目に、「川や田畑、森林などを生きものに関する環境学習の場として・・・」という表現があるが、例えば徳島の美しい海岸域での環境教育も大事だと思うし、吉野川に限らず干潟もあるので、「海岸」や「干潟」も文章の中に入れてほしい。干潟や海岸域は環境教育の場としてかなり有効だと言われているし、徳島の河口や海岸には干潟がずいぶんある。

【部会長】

身近な田んぼや川も含めて、あらゆる場所が環境教育の場であるという趣旨で記述している。海岸域については環境政策部会で多少議論したが、子どもを連れていくことを考えた場合、比較的危険度が高いことを配慮して入れるのをやめた。干潟は入れてもいいと思う。

【委員】

干潟や海岸は、水環境の中ではウエートが大きいので、付け加えた方がいいのではないかな。

【部会長】

海岸や干潟で環境学習をしないとやっているのではなくて、あらゆる場所が「生きもの」の環境教育の場になるということ表現しているのだが、特に除く理由はないので、ここに加えることにしたい。

それでは、次の横断的取り組みについて説明してほしい。

【事務局】説明

【部会長】

少し解説を加えたい。

14ページの「場づくり」の「生な取り組み」の上から3番目、「既にある県有施設を環境学習の場として活用」というのは、例えば「佐那河内いきものふれあいの里」を、生きもの学習の場としてもっと活用してはどうかということや、あるいは、里山というのはこれから環境を保全する際に非常に大事になると思うが、神山森林公園の整備の仕方を少し変えて里山の環境学習の場にしてはどうかといったことを意味している。新たに環境学習の場をつくるのは大変なので、今ある施設を活かせばいいのではないかという趣旨だ。

それから同じ14ページの「生な取り組み」の下から2番目の意味は、環境学習をする場は、家の周りの用水路など身近にどこにでもあるので、少なくとも小学校区に一つくらいは、そういう場所をさがして小さな拠点にし、同時に市町村で一つくらい中拠点をつくり、より広域的な大拠点もつくろうということだ。

【委員】

佐那河内いきものふれあいの里は民間への管理委託を検討中で、現在、管理者を募集しているところだ。しかし県の自然環境学習の拠点となるという計画が進んでいるということは、応募する側にまだ知らされてないと思う。募集する際には、県としてこういう計画を考えているという情報を伝えておくべきだと思う。

【事務局】

自治法の改正で指定管理者制度が導入されたため、幅広く受託者を捜すため応募を求めている段階だ。いきものふれあいの里にある「ネイチャーセンター」には専門家が3人いて、現実に環境学習の拠点として重要な役割を果たしている。そういう施設であるということは、応募する事業者の方に説明している。その拠点機能をさらに強化していく必要があるという話についても、現在の施設の機能が十分かどうかは別にして、そういう場であるということは承知してもらった上で応募いただいている。

【委員】

拠点としての機能がより強化されることは、知らせるまでもないということか。

【事務局】

応募者からは、ネイチャーセンターをどういうふうにご利用するかという提案がなされると思う。その中で有意義な提案が評価されていくということだ。応募する側からすれば、元々環境学習的な機能を持っているので、その機能を強化するよう、新しいアイデアが入った提案がされると思う。必然的にそれが評価されることになると思う。

【委員】

施設の機能自体が大きく変わるわけではないことは十分分かっているが、途中の段階なのでわざわざ

公表する必要はないというのは、あまりフェアではないと思う。

事務局】

現地説明会も済んでおり、複数の方が参加している。今回の改正の趣旨は、NPO法人などのすぐれたアイデアを活かしながら施設の管理運営をしていこうということなので、応募の中にいろんな提案を書いていただくように説明している。

委員】

この方針が決定されているわけではないというのは分かっているが、こういう方針の策定が進んでいるということくらいは、伝えた方がよいのではないか。

部長】

今は審議会が審議をしている最中であり、審議会の答申を受けて県がどうするかは、まだ分からない段階だ。環境審議会が議論している内容を、応募者に対し県として正式に発表できるかどうかは微妙な問題なのかもしれない。

委員】

佐那河内いきものふれあいの里が環境教育の拠点にというのは大賛成だ。同じように牟岐少年自然の家はどうなるのか。また山川少年自然の家は、どうして入っていないのか。

委員】

現状を説明すると、牟岐少年自然の家は、小学校のほとんどの4年生が利用している。授業日に利用することが多いが、夏休み中などは一般募集をして利用している。内容は磯の生物や海の生きものの学習、海のいかだ活動、山のアスレチック設備での活動などだ。宿泊体験もできる。一方、山川少年自然の家は耐震の関係と施設の老朽化のため、今年度をもって閉鎖することが決まっている。

委員】

私は自分が子育てをした環境教育を実践する際に、佐那河内いきものふれあいの里をずいぶんと利用した。自然環境教育場としては非常に適切な場所だと思っているので、それなら山川や牟岐少年自然の家はどうなのかを聞いたかった。

部長】

議論のポイントは県有の施設もちゃんと拠点として使おうということで、具体的にどの県有施設をどのように拠点として使うかまでは、ここでは言及していない。

次に、「人づくり」「システムづくり」について、少し補足説明したい。「システムづくり」は、非常に大事な

ところだと思っている。環境学習に関する情報を一元的に集約し、ネットワーク化、双方向化することと、窓口をきちんとつくるのがポイントだ。そこが連携や協働のしくみづくりの窓口にもなる。県が環境学習を精力的に進める際には、このあたりが非常に大事なポイントになると思う。「人づくり」では、地域のリーダーを育成し、活躍しやすいような仕組みをつくるのがポイントだ。

【委員】

16ページの「人づくり」の「人材の育成と活用」について、地域らしさを大事にする一方で、全国組織で展開する既存の人材養成プログラムを活用して地域リーダーを養成することも大事だと思う。例えば日本自然保護協会が行っている自然観察指導員の養成講座は、人材養成の手段として活用することができる。そういうことを、「人づくり」の中に盛り込むことはできないか。

【委員】

多様な場で展開されている環境学習活動について、一元的に情報収集して提供できるような窓口をつくることを、我々は「システムづくり」の中で提案している。どういう場所でどういう時に勉強できる機会があるかという情報を発信するシステムづくりの方がむしろ重要だ。例えば一番目の「環境活動や環境学習に関わる事業の情報」には、民間団体の活動も含まれる。そうした活動が、どこでどのように行われているのかといった、環境学習に関する様々な情報を一元的に集約し、ネットワーク化や双方向化を図るということを、ここでは提案している。

【事務局】

補足すると、16ページの「主な取り組み」の2番目、「既存の環境関連の人材登録制度等の登録者など、多彩な人材が活躍できるようにする」という部分は、様々な民間団体の資格や研修を受けた方が活躍できるような場づくりを想定している。それにより、環境学習活動の企画、立案をし、実施していく能力を持った地域リーダーを養成するのだと理解してほしい。

【部会長】

18ページの「連携・協働のしくみづくり」の3番目「消費者教育や食農教育、中山間地域の支援策との連携」について若干補足説明をしたい。最初の消費者教育については、今ちょうど消費生活審議会で議論をしているところだし、また安全・安心な食べ物に関して、二つめの食農教育がある。さらに、立地条件が悪いため経済的には成り立たないが、治山治水上、あるいは過疎地の生活を支えるため、三つ目の中山間地域の農業に対する様々な支援事業がある。そういう様々な施策を使って環境学習を進めようということが、この方針の大事なポイントとなっている。

環境学習に関して新たに予算をとって別の組織で別の人が行うのではなく、あらゆる施策の中で環境学習に利用できるものは利用しようということを提案している。実際に環境学習を盛んに進めていく上では、非常に現実的な方向だと思うので、是非皆さんのご理解を得たい。

もう少し具体的に言うと、中山間地域は、急傾斜地で1枚あたりの耕地面積が小さく、機械化もなかなか進まない。そこで農業を5年間続けるという地域協定を結んで、国の予算の支援を受けながら農業を続けている。そういう集落がたくさんある。そういうところとうまく連携することで、田んぼの生き物や水の循環などについて学べる場所をつくることができるのではないかな。

また安全な食物をつくることは、今非常に大事な農業政策になっているが、それは当然土壌汚染の問題や農薬の問題など、環境学習で扱う課題と関係してくる。環境学習と食の教育というのは別のものではないので、一緒に実施することで、環境学習そのものを盛んにできるのではないかな。そういう趣旨のことを提言している。

委員】

18ページの7番目にある「四国4県の連携、関西広域の連携など」というのは、近いところを念頭に置いているのだと思うが、それとは別に、環境教育について先進的に取り組んでいる地域との連携も入れてはどうか。

事務局】

私たちがそうしたいと考えていても、相手のあることなのであえて記述していない。四国4県の連携や関西広域の連携は、既にある程度しくみができているので、環境学習についても連携できると思うが、先進地については確信が持てない。努力するというので、先進地については、「など」の部分に含まれると解釈したい。

委員】

例えば水環境では、名古屋の方と全国的なネットワーク上でつながりがあると思うし、「ごみ」問題にしても意欲的な取り組みをしている地域が全国にあると思う。是非そういう地域との交流を進めてほしい。

部会長】

先進地域に学ぶことは悪い事ではないので、入れることにしたい。

委員】

先ほどの「消費者教育などとの連携」の部分について、ここだけ文章が「検討します」となっているのは、なぜなのか。この部分は非常に大事なことを書いてあると思うし、その前の部分も、実際に活動することが大事な環境学習について、「事業協力や助成、委託など数々な形態による協働を進めます」とあり私たちの活動の場が広がると思って読んでいくと、この文章だけ「検討します」となっているのは、少し遠慮しているように思う。

部会長】

検討する」のではなく、実際に行うという意味の表現に変えることにしたい。

消費者教育との連携について、少し補足したい。私に関わっている消費生活審議会では、消費者教育をどう進めるかということを議論している。消費者教育にもいろいろあり、例えば振り込め詐欺や消費者のトラブルを早急に解決したり、未然に防止したりすることが含まれる。その際に、各地域に多少とも相談に応じることのできる人をつくろうと考えている。消費者教育における「人づくり」を考えているわけだ。消費者行政に関する様々な情報を一元的に扱い、双方向的に発信できる窓口が必要であることも提案しようと思っている。これも消費者教育における「システムづくり」だと思う

そして、消費者教育の「人づくり」「システムづくり」と環境教育の「人づくり」「システムづくり」は、重なる部分がたくさんある。消費者活動そのものが環境問題抜きではできないし、環境活動をする人たちは全員消費者だ。重なる部分は一緒にしてもいいと思う。

委員】

14ページの「場づくり」の2番目にも、「川や田畑、森林」とあり、ここにも海岸や干潟を加えてほしい。

部会長】

さっき提案いただいたところと同じようにしたい。

他に意見や提言がなければ、一部文言を変えるところがあるが、これは会長と私と事務局の協議に任せていただき、概ねこの中間とりまとめの案を総会として承認願えるかどうか、諮ってほしい。

会長】

それでは、以上の意見を踏まえて、環境政策部会から報告のあった中間とりまとめ案を環境審議会として、どのように取り扱うかについて、意見があれば伺いたい。意見がなければ、部会長から提案のあったように、文言の調整をした上で、部会長と会長にパブリックコメントに向けての中間取りまとめの内容、その他を一任することとしてよいか。

特に異議がなければ、環境審議会として今回の中間取りまとめ案を了承したということにしたい。

次に、パブリックコメントの実施についての審議を行いたい。今回の中間取りまとめについて、環境審議会として幅広く県民の皆さんのご意見を聞く必要がある。その県民意見の募集について、実施の時期や方法など、基本的な事項を事務局から説明していただきたい。

事務局】説明

会長】

特に今回はこういうことを考慮して実施すべきだというような意見があれば伺いたい。

特になければ、今の要領でパブリックコメント実施をしたい。

最後に、パブリックコメントを得た後の審議の進め方だが、その結果について、環境政策部会で対応な

どを議論していただき、最終答申に向けて審議を進めるということでしょうか。

それでは、藤岡部会長および部会の委員の皆様によろしくお願ひしたい。

部会長】

パブリックコメントの結果を環境政策部会で精査し、取り入れるべきところは取り入れるなどすることになると思うが、その際に今日了承いただいた中間取りまとめを修正するところがあるかもしれない。その場合、正規の手続きだと修正したものをもう一回総会に諮り、総会の了承を得て知事に答申することになるが、もう一回総会を開くということ、場合によっては会長と副会長、部会長に一任するというように理解してよいか。

会長】

修正した内容に対して総会を開催するというのは、スケジュール的にも難しいと思うが、それでは少し簡略すぎるという意見があれば伺いたい。

部会長】

非常に大きな修正を必要とした場合は、会長、副会長、部会長、あるいは政策部会で判断して総会を招集してもらおう。そうでなければ、政策部会で検討を行い、それを会長が了承すればそれを答申にすることでしょうか。

会長】

是非とも総会を開けという意見が出てきたら、開くのにやぶさかではないが、今後は政策部会の方で議論をしていただきたい。

パブリックコメントについては、これまでも、せっかく出してくれた意見に対してきちんと対応するようにという意見が出たこともあるが、我々は意見に対して意見を言うだけで、審議会は回答をするという立場にはない。その点をこれから政策部会でパブリックコメントの内容を議論する上において、念頭においていただきたいと思う。パブリックコメントを行う主体はこの審議会だが、審議会が責任を持って答えられる立場にはないことをご理解いただきたい。

本日の審議は、以上で終わることとする。

【環境局長】あいさつ

以上